

大分県報

令和二年
第一二七号
七月三十一日

（金曜日）

目次

告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………一
地籍調査の成果の認証……………二
道路区域の変更（二件）……………三
道路の供用開始……………四
大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………四

告示

大分県告示第四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド高城店
大分市新栄町二百七十一番地 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社
代表取締役 柴 田 祐 司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
- 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 岡 澤 正 章
変更後 代表取締役 柴 田 祐 司
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 イオン九州株式会社
代表取締役 岡 澤 正 章
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
変更後 イオン九州株式会社
代表取締役 柴 田 祐 司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

4 変更の年月日

平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

令和二年七月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年七月三十一日から同年十一月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド高城店

大分市新栄町二百七十一番地 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更しようとする事項

- (一) 大規模小売店舗の施設に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場No一 店舗敷地内 店舗建物南側 四十六台
 駐車場No二 店舗敷地外 店舗建物北側 三十三台
 合計 七十九台

変更後 店舗敷地内 店舗建物南側 四十台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場No一 建物南側 二十台
 駐輪場No二 建物北側 三十台
 合計 五十台

変更後 建物北側 十五台

- (二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時
 変更後 午前六時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時から午後十時三十分まで
 変更後 午前五時三十分から午後十時三十分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 駐車場No一 店舗敷地内駐車場 駐車場No一南側 三箇所
 駐車場No二 店舗敷地外駐車場 駐車場No二南側・北側 二箇所

合計 五箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 変更前 午前六時三十分から午後八時まで
 変更後 午前六時から午後十時まで

- 4 変更する年月日

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 令和二年七月七日

(二) 駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 令和三年三月七日

- 二 届出年月日

令和二年七月六日

- 三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

令和二年七月三十一日から同年十一月三十日まで

- 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

- 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十一月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百三十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和二年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
<p>大分県告示第四百四十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和二年七月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年七月三十一日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>						調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
玖珠郡玖珠町	平二九・八・二四から令二・二・一四まで	玖珠郡玖珠町大字古後の一部の地籍図及び地籍簿	玖珠郡玖珠町大字古後の一部	令二・七・九		玖珠郡玖珠町	平三〇・五・三一から令元・一二・一六まで	玖珠郡玖珠町大字日出生及び岩室の各一部の地籍図及び地籍簿	玖珠郡玖珠町大字日出生及び岩室の各一部	令二・七・九
玖珠郡九重町	平二九・二・二四から令元・一〇・一七まで	玖珠郡九重町大字湯坪の一部の地籍図及び地籍簿	玖珠郡九重町大字湯坪の一部	令二・七・九		玖珠郡九重町	平二九・二・二四から令二・二・一七まで	豊後大野市千歳町下山及び船田の各一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市千歳町下山及び船田の各一部	令二・七・九
豊後大野市	平二九・二・二一から令二・二・一七まで	豊後大野市千歳町下山及び船田の各一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市千歳町下山及び船田の各一部	令二・七・九		豊後大野市	平三〇・七・一〇から令二・一・二七まで	豊後大野市大野町中原の一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市大野町中原の一部	令二・七・九
<p>大分県告示第四百四十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和二年七月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年七月三十一日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>						<p>県道古江丸市尾線</p> <p>佐伯市蒲江大字丸市尾浦字森ノ久保一五八六番から佐伯市蒲江大字丸市尾浦字江川一四七〇番二まで</p> <p>後</p> <p>前</p> <p>メートル</p> <p>メートル</p> <p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>				
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長		佐伯市蒲江大字丸市尾浦字森ノ久保一五八六番地先から佐伯市蒲江大字丸市尾浦字江川一四七〇番二地先まで				
一般国道二一二号	中津市山国町守実字川原田八一五番一地先内	前	二八・六メートル 一六・〇	二七・六メートル		中津市山国町守実字川原田八一五番一地从先から中津市山国町守実字フケ原峰三四六九番まで	後	二八・六メートル 二二・一	二七・六メートル	
佐伯市大字海崎字七ツ江三五五七番七から		後	一一・二							

聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類
大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(大分都市計画区域マスタープラン)
- 二 都市計画を定める土地の区域
大分都市計画区域
(区域は、別図のとおり)
- 三 公聴会の開催日時等
開催日時 令和二年八月三十一日(月) 午後一時から
開催場所 大分市保健所 六階大会議室
- 四 閲覧期間
令和二年八月三日(月) から
令和二年八月十七日(月) まで
- 五 公述申出期限
令和二年八月十七日(月) まで
- 六 都市計画の案の閲覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
大分市荷揚町二丁目三十一号 大分市都市計画部都市計画課
大分市荷揚町二丁目三十一号 大分市都市計画部都市計画課
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
- 七 公述申出書の配布及び受付場所
大分市大手町三丁目三十一号 大分市都市計画部都市計画課

〔別図〕は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

一般国道二一七号	佐伯市大字海崎字七ツ江三五五六番 三まで	前	八・四	四二・六
	佐伯市大字海崎字七ツ江三五五七番 一〇から 佐伯市大字海崎字七ツ江三五五六番 五まで	後	一四・二 一・二・一	四二・六
大分県告示第四百四十二号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和二年七月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和二年七月三十一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞				
道路の種類及び路線名	供用開始区間		供用開始年月日	
一般国道二一七号	佐伯市大字海崎字七ツ江三五五七番一〇から 佐伯市大字海崎字七ツ江三五五六番五まで			
一般国道四四二号	竹田市久住町大字白丹字板木七五七三番九から 竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番二九まで		令二・七・三一	
大分県告示第四百四十三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(大分都市計画区域マスタープラン)を決定するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。 規則第四条の規定により、大分市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公				